

(朱書)
二三丙二二九六ノ二

私立東京法学院設立者

法学博士 菊池武夫

明治三十一年九月伺其院学則中第二十五条改正ノ件認可ス

年月日 府知事

(理由) 別紙之通改正願出候処第二十五条ハ授業料額ノ規程
ニシテ従来月額一円三十銭ナルヲ一円五十銭ニ増加スルモノ
ニシテ他校ノ權衡上差支無之モノト被存候ニヨル但右改正ハ
文部省ヘモ開申可被致候処是ハ他ノ分ト同時ニ御開申相成度
見込ニ候

明治二十九年七月廿三日附ヲ以テ御認可相成リタル本院学則中
第廿五条ヲ別紙ノ通相改メ本学年(本月)ヨリ実施仕度候ニ付
御認可被成下度此段奉願候也

私立東京法学院設立者

明治三十一年九月 法学博士 菊池武夫(印)

東京府知事 肥塚 龍殿

前書出願ニ付奥印候也

明治三十一年九月八日 東京市神田区長 桑田房吉(印)

第廿五条 授業料ハ一学年金拾六円五拾銭トシ欠課ノ有無ニ拘
ハラス之ヲ左ノ二期ニ徴收ス但當分ノ内月割ヲ以テ

分納スルモ妨ナシ

第一期九月十一日 第二期二月十二日

20 東京法学院学則中第二十五条改正 (明治三十一年九月)

(欄外注記1) 第三課主任 藤後藤東(印)
明治卅一年九月九日 受 日出

(欄外注記2) 知事(肥塚印) 内務部長(阪本印) 第三課長(高橋印) 学務掛(渋谷印)

私立学校規則改正指令案

明治三十一年八月以前入学ノ生徒ニ限り授業料八一
学年金拾四円参拾銭トス

参照

旧第廿五条 授業料八一学年金拾四円参拾銭トシ欠課ノ有無ニ
拘ハラス之ヲ左ノ二期ニ徴収ス但当分ノ内月割ヲ
以テ分納スルモ妨ケナシ

第一期九月十一日 第二期二月十一日

明治廿九年八月以前入学ノ生徒ニ限り授業料八一
学年金拾壹円トス

(欄外注記1)

「収受三丙二二九六号」「判決九月十日」「施行九月十日」

(欄外注記2)

「帳簿記載済」「完結」「九月三十日」

(明治三十一年 第一種 第三課 文書類別 学務
各種学校ニ関スル書類 623 A47)